

復原研究会 | 拙著「減災・復興政策と社会的不平等」合評会
ご参加いただいた方からの質問への回答集

復原研究会（代表：東京大学・窪田亜矢先生）の主催による拙著「減災・復興政策と社会的不平等」の合評会（2022年3月21日開催）におきまして、参加者の皆さまよりいただいた質問への回答集を作成いたしました。すべてのご質問に回答できたわけではなく、以下の回答もまた思考の途中にあるものです。改めて貴重なご意見の数々に深く感謝を申し上げますとともに、引き続き、ご批判を得る機会を強く期待する次第です。

Q1：居住者の「追い出し」や「置き去り」を防ぎ、個人の生活再建を重視した結果、まちが復興しないということも考えられる。一方、まちを重視すれば移転を望む世帯の居住地選択を制限することになる。この点はどう考えればよいだろうか。

かつて田中（2012）で示した「災害復興過程における再定住誘導の諸原則」のひとつに「原則4：恒久住宅への移行期に、実質的な選択肢を持ち得ない居住者が生じる場合は、その居住者層の再定住地を基軸として市街地／集落コミュニティの再生を図る」というのがあります。引用します。

「取り残された人びとが実質的な選択肢を持ち得ない場合には、その時点における彼らの定住地（仮設住宅団地や集団移転前の集落）を基軸として、空間とコミュニティの再生を図るべきなのではないか。東日本の被災地においてすでに検討されている仮設住宅の恒久化の試みは、個々の住宅転用のスキームを超えて、こうした最も不利な人びとの居住地を拠点とした再生という文脈に沿って展開されていくことが望まれる」

やや具体性に欠けていますが、これを書いた10年前は、たとえば津波リスクの大きい沿岸部に残らざるを得ない人びとがいる場合、リスク回避が確実な遠方の高台に造成地を設けるのではなく、多少、津波のリスクは残るとしても、なるべく低平地に近いところに移転可能な土地を確保すべきではないか、あるいは、仮設住宅からの再移転が困難な人びとがいる場合、その再利用を含めた周辺の空間でのまちづくりを展開すべきではないか、といったことを想定していました。

既存集落に埋め込むように配置された、十津川村（紀伊半島豪雨）、旧川口町（新潟県中越地震）、大洲市（西日本豪雨）の災害公営住宅、差し込み型と呼ばれる東日本での集団移転事業は、この考えに（結果的に）近いように思えます。ただ、「最も不利な人びとの居住地を基軸とした再生」という発想は、それ以外の人びとの居住地選択を著しく制限し、足を引っ張り、さらには将来世代にも不利益をもたらすことになりかねない。それもまた不正義ではないか。直ちにこうした反論が想起されます。そしてそれは私自身の逡巡です。

答えは出ませんが、明示的なリスクを温存することが単なる問題の先送りではないと思うこともあり

ます。2 度にわたって浸水被害を受けた、ある地域（Y 地区とします）のことです。河川と山に挟まれたくぼ地のようなところで、数十軒の一戸建て住宅が建ち並んでいます。Y 地区の住民らは大雨が降ると、車を高台に移動させ、車椅子利用者の家に行き、みんなで抱えて 2 階まで上がります。農村部ではなく、これは市街化区域内の開発地の話です。Y 地区の人びとは口をそろえて、ここは危険な地域だと言いますが、いつも私は、そうでもないのでは、と思います。被災を経験したかれらは、この場所のリスクがどのように立ち現れるのかを知っていますし、少なくとも、危機が襲うことのリアリティを理解し、互いを助ける術を了解しています。そのことは、長年災害とは無縁でとても安全だと思われる地域に比べ、はるかにリスクを引き下げているように思います。なぜなら、災害とは無縁の地域ほど、リスクがどのように顕在化するのかをだれも知らないからです。

Y 地区にとって重要なのは、脆弱層（たとえば車椅子利用者）のリスクをカバーするしくみがあることではなく、そのしくみを通して Y 地区全体のリスクが引き下げられていることにあるのではないか。だとすれば、(再) 被災のリスクを共有できる居住地を基軸として再生を図るという発想には、今なお検討の余地があるのかもしれないと、揺れながらも思います。

Q2：復興の途上であれ平時であれ、常に脆弱層は生じる。脆弱層とはだれなのかを明示しないまま、その存在をもって不平等があるという見立てには危うさがあるのではないか。たとえば、政策によって脆弱層が 50%から 20%に減少したとしても不平等だと言ってしまう。

痛いところを突かれたというのが正直なところ。至るところで「経済的・社会的・身体的な脆弱層」という言い方をしており、それが具体的にどのような人びとで、どれくらいの割合で生じているのかという点は、常に説明しているわけではありません。また、不平等が是正の方向にあったとしても、それを評価するアプローチはなく、他方、脆弱層がわずかでも存在する限り、批判できてしまうという点もご指摘の通りです。量的な把握が抜け落ちている点は、まちがいなく本書の弱点のひとつです。

以上の前提のもとで、改めて強調しておきたいのは、これは格差論ではないという点です。格差はその差分をどう埋めるかという議論になり得ますが、必要なのは差分を埋めることではなく、容認しがたい実態を生み出している構造を解体することです。したがって、ここで示した数々の不平等の実態もまた、どう是正するかという問題ではないと捉えています。

「そもそも何が問題なのかを見誤ってはならないだろう。問題の核心にあるのは脆弱層への援助の不足ではないし、セーフティネットの不備でもない。つまり不平等の要因を、その是正手段に求めるのは完全な誤りである。是正システムが働かないために不平等が続くのではなく、不平等を作り出すシステムが採用されつづけているために、不平等が拡大をつづけているのだ」（終章、303 頁）。

政策に欠けているのは、弱者への支援ではなく、基本的な権利を保障するという前提なのではないか。「脆弱層が減っても不平等はある」という本書の見立てに危うさがあるのと同じように、「脆弱層をどう減らすか」という問い方もまた危うさを抱えているように思います。なぜならその質問は、しばしば「セーフティネットをどう強化するか」という質問に置き換えられてきたからです。セーフティネットを強化すれば平等化できるという発想の歪みが自覚されるまで、私たちは、これを社会的不平等（不公正、不正義）の問題として問い続けるべきなのではないかと、そのように考えます。

Q3：ある被災者の境遇です。仮設住宅の入居期限が迫っているが、公営住宅を選ぶと今の場所を離れることになる。子どものことや自分の仕事を考えると離れることは難しい。公営住宅がある以上、選択肢がないわけではない。このような場合でも「居住地選択機会が保障されていない」と言えればよいのだが、どのような論理でそれを説明できるだろうか？

とても重要な課題だと感じています。質問の中にある被災者に対しては、仮設住宅が提供され、さらには公営住宅も用意されており、多少場所が遠いのかも知れないが、ではどこまで支援を強化しつづければよいのか、という問い返しがあるということかと思います。

Q2 への回答と重複しますが、問題は、支援が足りないことではなく、最低限の権利が保障されていない状態が続いていることにあると考えます。本書では「住宅・居住地選択機会の保障とは、そうあることが望ましいといった次元の要求ではない」（終章）と簡単に述べるにとどまっていますが、「どこまで支援を強化しつづければよいのか」という問い返しは、そもそも当事者が困っているので救済するという前提に立っている点で間違っているように思われます。たとえば、子どもが安心して学校に通い、不登校にならず、自らも仕事を継続できることは、生きていく上での基本的な条件です。どこに住むかを選ぶことなしに、その条件を満たすことは困難です。不登校や失業のリスクを被せた上でどこまで支援すべきかを判断するという手順は明らかに本末転倒です。

ふたたび田中（2012）の「災害復興過程における再定住誘導の諸原則」から、「原則2：すべての居住者にアフォードブルかつ競合的な2以上の住宅・居住地の選択肢を確保する」という項目を、やや長くなりますが引用します。

「仮設住宅や復興住宅といった公的なセーフティネットは、被災による住宅困窮者の多くにとって唯一の選択肢である。入居団地の選定にあたって、しばしば『抽選』という手続きが導入されるが、その入居システムは、居住地の選択肢をあらかじめ剥奪している点で完全に誤りである。仮設住宅や復興住宅が唯一の選択肢であったとしても、どの場所の、どの住宅の、どの居室に住むかという選択の余地はある。少なくともその選択肢を用意すべきである。（中略）そしてもちろん、自力再建のための補助や家賃補助、公的住宅以外の賃貸住宅が再建・供給されるための地権者へのインセンティブなど、既存制度の拡充を含めた方策があり得る。ただし、これらは所得階層ごとのアフォードビリティに応じて検討される必要がある。最優先のミッションは、もっとも不利な人びとが選び取ることの可能な複数の競合的選択肢の確保である」

上記が主張しているのは、単に選択肢があればよいということではなく「複数の競合的選択肢」の必要性です。計画論的には、被災地域との近接性や分散配置に留意した住宅供給の必要性と言えます。また本書（田中 2022a）では、選択肢がなくなっていくメカニズムとその原因が政策自体にあることを示していますが、「居住地選択機会が保障されていない」と言い切るための諸条件については明確に述べることができていません。別稿（※）で、若干、関連する議論を行いました。

（※）田中正人（2022）「災害公営住宅は被災者の孤立にどうアプローチすべきか？」『住宅会議』第115号，14-19（近刊）

Q4：減災・復興政策を基礎づける概念として「Build Back Better 主義」という用語が使われているが、日本語だとどういう言い方ができるか。「Build Back Better」とは「より良く作り変える」という意味だと思うが、それを批判する意図はどこにあるのか。

本書のいう「Build Back Better 主義」は、「Build Back Better」をかなり限定的な意味で用いています。言うまでもなく、「Build Back Better」という概念自体を否定する意図はありません。あくまでも、日本の災害復興の歴史を通して、長年にわたって採用されつづけてきた基本的な思想としての「Build Back Better」ということです。その思想の根底には「二度と同じ被害を繰り返さないために、けっして元通りのまちが再現されてはならない」という強い意志があるように思えます。そのもとでは、被災者の「勝手な」建築行為や、解体されずに「放置」されている被災家屋は計画遂行上の「ノイズ」とみなされる。何を残すのかを問うことなく、ただひたすら災害のハザードを避け、居住地の空間を作り変える、本書はこれを「Build Back Better 主義」と呼んでいます。

わざわざ英語を用いたのは、今思えば単に考えが足りなかっただけなのですが、ただ仙台防災枠組みでこの概念が採択されて世界的潮流となり、それが日本に跳ね返ってくることへの危機感がありました。日本語に言い換えるとすれば、さしあたり「創造的復興」や「国土強靱化」などが部分的には当てはまりそうですが、これらに対しては、巨大開発や公共事業依存、市場原理主義への批判という点が前面に出てくるように思われます。本書もまた、新自由主義に傾倒した資本主義のもとで、きわめて功利主義的な色合いを強めた減災・復興政策が作られ、運用されていること、住民の生活・生業を顧慮しないまま、あるいは何を変えずに残すのかを問わないまま、ハードを土木的スケールで作り変えることを批判していますので、この言い換えはあり得るのかもしれませんが。

しかしながら、もうひとつこれとは別の意図がありました。それは、きわめて妥当で合理性があると誰もが思っている政策のなかにこそ、不平等を拡大する要因が潜んでいるのではないか、という主張です。

「既存のパラダイムを乗り越えるためには、一見、疑いえないような基本的なコンセプトを疑う必要がある。たとえば、できる限り多くの犠牲を効率的に削減すること、弱者へのセーフティネットを充実すること、同じ被害を繰り返さぬよう居住地を刷新すること——本書の結論はこれらを批判し、部分的あるいは全面的に否定することになるだろう。直ちに同意はできないとしても、誤解や反論は避けられないとしても、減災・復興過程に胚胎する不平等拡大サイクルを穿つには、この危うい跳躍を試みる必要があるように思う」（序章、18～19 頁）

「創造的復興」「国土強靱化」への批判では、このことを言い尽くせないのではないかと思います。だからといって「Build Back Better 主義」批判という言い方でよいかどうかは別の問題ですが、少なくとも私には、「より良く作り変える」といった批判しようのない言葉をあえて使う必要がありました。一見、疑いえないような基本的なコンセプトを疑うこと、「Build Back Better 主義」を批判する意図はこの点にあると言えます。

Q5：復興過程において「新たに作り変える」のではなく、まずは「変えずに残すべきもの」を考えることが重要であるのは確かだとして、それをだれが、どうやって見つけることになるのだろうか。

まず確認しておきたいのは、「残すべきもの」とは必ずしもその価値が多くの人に認知されているものには限らないだろうということです。むしろ私としては、社会的・歴史的・文化的（学術的）な根拠とは別次元の、個人的な必要性・必然性から来るものを思い描いています。本書でも取り上げましたが、阪神間の下町にあった路地、玄界島にあった雁木段などがそれに当たります。そうした空間には、自ずと個人的な関わり、働きかけの痕跡が付着しており、同じような別の関わり、働きかけどうしが結び合う場面が織り込まれていたはずで、第三者的な評価とは無縁であったとしても、その空間は保存され、維持されるべき価値を持つだろうと考えられます。

実は、それこそが「コミュニティ」と呼ばれるものではないかと思っています。本書はそれゆえ、復興過程におけるコミュニティの維持とは何か、という問いに応えようとしたものと言えます。しかし改めて言うまでもなく「コミュニティ」という用語は多義的で、掴みどころがなく、具体性を完全に欠いたままでも便利に使えてしまう、という危うさを持っています。そこで、この本を書くにあたっては、「コミュニティ」という語を一切用いないというルールを自分に課しました（それでもつい、うっかり「あとがき」で1回使ってしまったのですが）。私にとって「変えずに残すべきもの」を明らかにすることは、維持すべき「コミュニティ」を説明することとほとんど等価の作業であったと言えます。

前置きが長くなりましたが、ではそれを誰がどうやって見つけるのか。まずは当然、被災当事者であろうと思います。当事者は、体感的には残すべきものを的確に認識している場合があるように思います。

「高橋和雄ら〔2007〕の調査によれば、「地震・火災などに対する安全性」や「救急活動」などについては「よくなる」という回答が70%前後を占めるのに対し、「近所との関係」については「悪化する」「わからない」が26%に及び、「よくなる」は11%にとどまる。このことは、玄界島に固有の空間構成が有する本質的な価値を彼ら自身がはっきりと、あるいはぼんやりと認識していたことを示している。つまり島の人びとの多くは、路地や雁木段という空間が互いの接触機会を下支えしているという事実を、日々の暮らしを通して感じ取っていたのだと考えられる」（165～166頁）。

こうした当事者の認識から「残すべきもの」の本質を読み取り、掬い取る方法が求められます。プランナーは、その方法を確立するための主要な担い手であるはずで、簡単ではないし、私自身、まったく見えていません。いずれにせよ、いかにその空間が成立したのかを子細に、愚直に追う以外に手がかかりを得る手段はないように思います。柴田純花・窪田亜矢（2015）が言うように、「市街地の改善を図る際には（中略）どのような点に価値を認められていたためにそのような市街地の形成に至ったかを考慮することも必要」だということです。柴田氏らは「考慮することも」と遠慮がちに述べておられますが、「残すべきもの」を理解するためには、この「考慮」こそが決定的に重要なのではないのでしょうか。

Q6：復興はたしかに「時間をかけて段階的に」進めることが重要である。だとしても、プランナーは「早く効率よく」という圧力から逃れることは難しいかもしれない。プランナー以外の第三者が必要なのだろうか。そもそも復興の場面での不平等を是正する主体はだれなのだろうか。

プランナー（実務）の仕事は「いま・ここにある所与の条件下において最善を尽くすこと」にあると考えていますので、社会的な不平等を是正（解体）するべきは、根本的には現場ではなく政策決定の過程にあると捉えています。一方、研究者の仕事は西山卯三によれば「いま・ここにある所与の条件を根本的に転換しない限り解決し得ない問題を科学的に見抜くこと」（正確なフレーズはこの通りではなかつ

たと思います)であり、本書はそのささやかな試みです。

とはいえ、根本的な政策転換が起こるのを待っているあいだにも現場は動きつづけます。したがって、「最善を尽くす」ための環境はできるかぎり適正化される必要があります。すなわちプランナーが第三者としての立場を死守できることが重要なのではないかと考えます。たとえば、一例ですが神戸市まちづくり条例の専門家派遣制度はぎりぎりそのスタンスを保っているように思います。すなわち、現場を担当する行政の部署が発注者とはならず、あいだに公社を挟むことで、プランナーは地域の支援者の立場に徹するという関係が保障されているからです(少なくとも制度上は)。経験上、こうした契約関係はかなり重要なのではないかと考えています。

ただ阪神・淡路大震災においても、区画整理や再開発など法定事業区域の、いわゆる黒地地区の場合はまた別の論点がありました。というのも、法定事業それ自体を覆すことはできず、しかも制度上の縛り(道路幅員や公園面積や減歩率など)がきついので、カウンタープランを出すとしても自由度は著しく制限されていたからです。確かに「二段階都市計画」とも称されるように、先に決定されるのは骨格部分のみであり、残りは地元協議に委ねられていましたが、このことは、換言すれば、骨格をトップダウンで決定することの必要性・必然性を強調するものだったと思います。

Q7: 避難生活の過程で大規模なハード整備事業が実施されると、被災者の不安定な生活がさらに攪乱されてしまうという点は確かであろう。ただ仮にその整備が必要なものだった場合、生活が落ち着くまで保留にし、将来的に実施するというようなプログラムは可能だろうか。

第1に、被災を起点にした計画ではなく、被災以前の歴史をふまえた長期の視点で必要性が認められた整備であるかどうかが重要だろうと思います。十津川村の高齢者の暮らしを支える住まいづくりのプロジェクトは、まさしくそうであったと理解しています。水害によって高齢者をとりまく事態はより深刻化し、それがプロジェクトの推進を後押しすることになったとは思いますが、あくまでも平時の暮らしを支えるという動機のもとで実施されてきた。だからこそ、逆説的ですが、非常時の暮らしを攪乱することを回避し、安定に寄与し得たのではないのでしょうか。

第2に、ボトムアップの取り組みに基づいていることが、当然ながら重要であろうと思います。阪神・淡路大震災の被災地では、長田区真野を筆頭に、いくつかの被災前から取り組まれてきた住民主体のまちづくり活動がありました。それらの地域は、震災で深刻な被害を受けながらも、従来から検討してきたまちづくりの方向性から逸脱するような大規模事業を結果的に拒んでいるように思えます(一方で、御菅地区のような例外もあるわけですが)。震災前の平時に練られた市街地の将来像は、甚大な被害を受けて修正を余儀なくされたものの、住工混在のあり方(真野)や旧街道の風景の再生(新在家)といった大きな方向性を確かに維持してきたのではないかと。

復興事業が避難生活を圧迫することなく、適切な規模で、適切な時期に実施されるためには、少なくともこうした条件を満たすことが必要だと思われます。言い換えれば、こうした条件をはずれたときに、復興事業は突如、上から振ってくるようなものとなり、もはや避けがたく被災者を攪乱することになるのではないのでしょうか。

Q8: 地域の都市基盤整備と一人ひとりの生活基盤整備は連動しない。復興過程で「作り変える」行為は主に前者の都市基盤整備を担い、「変えずに残すべき」行為は後者に当たる。言い換えれば、都市基盤整備は被災空間の物的秩序の形成をめざすが、必ずしもそれは一人ひとりの生活の「秩序」の回復に寄与

しない。そのように理解した。では、両者のずれをなくすべく、一人ひとりの「秩序」を再構成するような都市基盤整備はあり得るだろうか。

Q7 への回答と重なりますが、制度運用が当事者主体のボトムアップに基づく限り、あり得るのではないのでしょうか。ただそのことは、事業制度に相応の柔軟性があることを同時に求めているように思います。ボトムアップの取り組みは、既存制度を前提にしながらも、制度設計のプロセスを内包しているはずだからです。

たとえば、基盤整備とは言えないかもしれませんが、新潟県中越地震やそれ以前の防災集団移転はそうであったと理解しています。制度の枠組みがありながらも、一人ひとりの「顔」を意識して計画された事業は、随所で既存の枠をはみ出してきたと考えられます。また阪神・淡路大震災では、芦屋市若宮地区の事例がやはりそうであったと思います。全面的なクリアランスという基本を撤回し、既存家屋や路地の存続を認めた住宅地区改良事業は、ボトムアップゆえに、制度の綻びが生まれたと言えます。そのような綻びにこそ、被災空間の物的秩序と、被災者一人ひとりの生活の秩序を接近させ、整合させていく糸口があるのではないのでしょうか。

Q9：災害危険区域が「知らないうちに決められていた」といった話が登場するが、なぜそのような事態が起きるのだろうか。私権制限が新たにかかる制度を適用する場合、すべての権利者への周知は言うまでもなく、合意も条件となることが多いと思われる。

たしかに、平時の都市計画変更や地区計画の策定などにおいては、権利者、関係者を特定し、周知し、意向を確認するといった手続きが不可欠です。むろん非常時だから曖昧でよいという話ではないはずですが、現実的な難しさはあっただろうと推察します。ただ平時であれ、「知らないうちに」という問題は常にあり得ると思います。というのも、情報を伝えることと受け取ることのあいだには常にギャップが生じるからです。地域の意思決定に関わる実務を多少なりともやってきて、そのことを痛感します。どのような内容として受け取られたのかを確認してはじめて「伝えた」と言えるのだとすれば、当事者にとっては「知らないうちに決められていた」といった事態が起こるのは十分想像できます。

したがって、情報を発信する側は、どのように伝わっているかという自問が重要なのだと思いますが、より根本的には、だれがそのような制限を決めるのかという点が問われるはずです。つまり上記の問題の核心は、決定事項の伝達の不備ではなく、決定手続きにおける意思決定主体のゆがみにあるのだと思います。

ところで、伝統的建造物群保存地区をはじめとした制度は、ただ規制するのではなく、保護・継承していくという動機と実践を伴っています（制度の良し悪しは措くとして）。それゆえ、当事者の理解なしには機能しない。保護・継承していく主体は当事者であるからです。当事者の主体性なしには原理的に存立しないという点に、「残すこと、守ること」を基本とした空間計画の本質的な意義があるように思えます。

Q10：人と人の接触を促す媒介空間とは具体的にはどのようなものだろうか。

Q5 への回答で触れた路地や雁木段がそれに当たると考えています。ただそれらは自然発生的な空間だとすれば、同様の媒介機能を有する空間を計画的・意図的にデザインすることは可能なのかが

問われます。災害公営住宅の設計に話を限定しますと、かつて阪神・淡路大震災の「孤独死」の経験から以下の3点を指摘してきました。

- 1) できるだけ従前の生活空間との類似性を確保すること（田中 2012）
- 2) 意識的な交流だけでなく、偶発的な視線・動線の交流を促す空間を導入すること（田中 2007）
- 3) 廊下に面した居室や玄関は、一部でも透過性のある仕様とすること（田中他 2009）

東日本大震災の多くの災害公営住宅で採用された「リビングアクセス」は、2) と 3) を反映したものと言えます。また仮に、「リビングアクセス」が「縁側」のバリエーションとして想定されたと捉えるならば、1) も該当すると考えられます。もっとも、小野田・佃・鈴木（2021）が述べているように、「リビングアクセス」が有効に機能するためには、プラン全体を見渡した高度な設計技術が必要であり、よって、単に廊下側にリビングを配置すればよいというものではないのだろうと思います。だとすれば、それ以外にどんな条件をクリアする必要があるのか。さしあたり、次のようなことを考えています。

「できるだけ従前の生活空間との類似性を確保する」という点において、「リビングアクセス」は類似性よりは異質性の方が卓越するのではないか。たしかに、「縁側」との類似性はあるようにも思えますが、以下の点で異質な空間と考えられます。

第1に、交流の「濃淡」を制御できるか、という点です。「縁側」での交流は、「お茶っこ」に代表されるように、ある程度親密な相手との接触機会であり、それは相互の信頼関係を前提に成立するものだと思います。他方、「リビングアクセス」は相互の信頼関係とは無関係に、他者との物理的な接近を発生させます。

第2に、交流の「頻度」を制御できるか、という点です。「縁側」では、想定外の交流は起こり得るとしても、交流する時間帯や滞留時間などは経験的に共有されている一定のルールに従うように思われます。他方、「リビングアクセス」は、交流の時間帯の制御は困難であり、常時、接触機会に晒されることを前提としています。開口部を締め切ってしまうと回避できますが、それだと「リビングアクセス」自体を否定することになってしまいます。

つまり、人的な交流には、頻度、濃度、（さらには密度）の違いがあるのではないか。どれくらい頻繁に起こるのか、中身はどれくらいの濃さなのか、どれくらいの人数の集まりなのか。おそらく、伝統的な交流空間はこの違いにあわせて自然発生的に形成されてきたものと思われる。だとすれば、交流の頻度、濃度、密度の違いを自然発生的ではなく、計画的にデザインすることは可能なかどうか。少なくとも「すでに信頼関係のある人どうしの交流に寄与する空間」と、「そうではない人どうしの交流に寄与する空間」の違いを峻別することが必要だという気がします。

他方で、空間はどこまでコミュニティを制御するのかという問いがあります。コミュニティを「人的交流の束」と捉えるならば、この「束」もまた、頻度、濃度、密度の異なる交流が寄せ集まったものと言えます。このうち交流の濃度に関しては、一方に、一緒に出かける、食事をする、共同作業をするなど高濃度の交流があり、他方に、顔を合わせると挨拶する、互いによく見かけるなど低濃度の交流があると考えられます。前者はお互いの意識に基づいて行われる交流であり、空間の（変化の）影響を受けることは少ない。一方、後者は空間上での視線や動線の交差によって偶発的に生じる交流であり、互いの意識とは基本的に無関係です（田中・宮崎 2009）。

つまり、高濃度の交流は「意識依存的」であり、低濃度の交流は「空間依存的」であると考えられます（田中 2012）。換言すれば、空間はコミュニティにまると影響を与えるわけではなく、そのなかでも低濃度の交流に限定して作用を及ぼすだろうということです。このことは、災害公営住宅のなかに低濃度の交流を生み出す空間を組み込み得る可能性と同時に、そのときに生じるのが必ずしも互いに信頼

関係のある人どうしの接触ではないことへの配慮の必要性を示しているように思われます。「リビングアクセス」は、前者の可能性を具現化しつつ、後者の必要性を十分に考慮していなかったということではないでしょうか。

では、どのような空間が「縁側」になり得るのか。また「縁側」ではない、より淡い関係性を生み出すにはどうすればいいのか。まだ何となくの感触ですが、接触の機会が選択可能かどうか（濃度、頻度の制御）、接触の物理的距離が調整可能かどうか（密度の制御）といった点が鍵ではないかと考えているところです。ただ、このことを共同住宅という建て方においても実装可能なのかどうかはまったく見えていません。

外部との接触という点に関して、共同住宅と一戸建ての違いは以下のように相当明確です。すなわち、共同住宅においては、共有空間の成立とプライバシー（視線侵害）の保護との両立がより重要になってきます。開放的すぎると、居住者が自ら視線の遮断を選択することがわかっています（小林・鈴木 1982）。実際、自由に行き来できる共用の廊下・通路・玄関前のアルコーブなどが設置されたものの、世帯ごとの空間に仕切られるケースを私もたびたび観察してきました。他方、一戸建など接地性のある住戸は、アプローチ側に「居住者の選択及びコントロールが可能」な「柔らかな境界・外部との関係を持ちやすい居場所となる空間」があり、そこは「パブリックな外部情報（あるいは社会）との接点」を作ると言われます（橘・高橋 1999）。パブリックな空間との接点が適切な交流の場として機能するためには、「居住者の選択及びコントロールが可能」でなければならないことが示唆されます。先ほど述べた、接触の機会が選択可能かどうか、接触の物理的距離が調整可能かどうかという点は、ほとんどこの知見を言い換えただけです。

仮にも、この「選択」と「調整」が共同住宅でも成り立つためには、居住者自身による空間への持続的な働きかけが最低限求められるように思います。よく考えてみれば（よく考えなくても？）、一戸建の場合はそれが当たり前に行われます。表札を付け、郵便ポストを設置し、木を植えたり、車を止めたり、掃除したり、水を撒いたり、その過程で何らかの「選択」と「調整」の機能が徐々に形作られていくのだとしたら、共同住宅においても、そうした働きかけが可能な「余白」を用意することが必要だと言えます。パブリックに接する空間を「余白」として残し、なおかつその「余白」を居住者が自ら管理する領域であると認識することができれば、あとは自然発生的に接触を「選択」「調整」する空間へと変化していくのではないかと。そうした住み手の能動的な行為に委ね、とりあえず、何もない空間をどうデザインするのが、端的には問われているように思います。

「具体的」な回答にはなっていないような気もしますが、現時点で考えている点を述べました。
